(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のための供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してケニア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　ケニア共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びケニア共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ケニア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をケニア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年五月二十二日にナイロビで

ケニア共和国駐在

日本国特命全権大使　髙田稔久

ケニア共和国財務大臣

ロビンソン・ンジェル・ギタエ閣下

（ケニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をケニア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年五月二十二日にナイロビで

ケニア共和国財務大臣

ロビンソン・ンジェル・ギタエ

ケニア共和国駐在

日本国特命全権大使　髙田稔久閣下

○文部科学省告示第百号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十五条第一項の規定により、次の通信教育の廃止を平成二十四年五月二十三日付けで許可した。

平成二十四年六月七日

文部科学大臣　平野　博文

通信教育の名称	実施者の名称	代表者	事務所の所在地
生産管理基本コース	学校法人産業能率大学	上野　俊一	東京都世田谷区等々力六丁目三九番一五号

○文部科学省告示第百一号

重要無形文化財綴織の保持者細見房雄（細見華岳平成九年文部省告示第百十二号）は、平成二十四年一月一日死亡したので、当該保持者の認定及び重要無形文化財綴織の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十四年六月七日

文部科学大臣　平野　博文

○厚生労働省告示第三百八十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第１のＡの６の(1)の表のグルホシネートの項中「セロリ」を「セロリ　みつば」に、「0.2ppm」を「0.2ppm　0.1ppm」に、「ほうれんそう」を「ほうれんそう　たけのこ」に、「0.1ppm」を「0.1ppm　0.2ppm」に、「その他のベリー類果実」を「その他のベリー類果実　茶」に、「0.5ppm」を「0.5ppm　0.3ppm」に、「茶」を「茶　ホップ」に、「0.3ppm」を「0.3ppm　0.2ppm」に改める。

○農林水産省告示第千五百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡王滝村四一二六、四二二一の四三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

王滝村四二二一の四三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び王滝村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡天龍村平岡三三の二、三三の三、三五のイの一、三五のイの二、三五のロ、三五のニ、松川町生田一六九六の一、一六九六の二、一六九六の五、一六九六の六、小県郡青木村大字田澤字堀田山一六五六の一、一六五六の二、一六五七、一六五九の三、字堀田一六六九の一、一六六九の二、一六六九のイ、一六七〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村伍和五九九三の一、五九九三の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。